

令和7年8月豪雨 被災宅地復旧支援事業：市町受付

令和7年8月豪雨で被災した宅地について、被災者の負担軽減を図り、生活再建を支援するため、被災者が行う宅地の復旧工事に要する経費の一部を支援します。

◆支援の対象となる工事◆

被災宅地の原形復旧を基本とした次あげる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む）。

- ① のり面の復旧工事
- ② 擁壁の復旧工事（旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む。）
- ③ 地盤の復旧工事

◆支援額と個人負担額◆

・支援額：（工事費－50万円）× 2/3

※但し、支援額の上限＝633万円

《参考例》

工事費	50万円	500万円	1,000万円
個人負担額	50万円	200万円	367万円
支援額	0円	300万円	633万円

